

## 関東中央病院 櫻（けやき）会 会則

- 第1条（名称） 本会は関東中央病院 櫻(けやき)会という。
- 第2条（事務局） 本会の事務局は  
東京都世田谷区上用賀6丁目25番地1号  
関東中央病院 糖尿病・内分泌内科に置く。
- 第3条（目的） 本会は糖尿病の治療や予防に関する知識の普及と会員の福祉の増強  
ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 会報の発行および配布、勉強会、講演会、歩く会、研修旅行などの開催  
(2) その他 会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条（会員） (1) 本会の会員は関東中央病院の糖尿病患者をもって構成する。但し  
糖尿病患者の入会については、原則として関東中央病院の診療を  
受けた者または受けている者とする。  
(2) 本会、会員の家族、友人は理事会で承認された者が会員となる  
ことができる。  
(3) 社団法人 日本糖尿病協会の優良模範会員は本会の名誉会員とする。  
(4) 関東中央病院で糖尿病の診療に従事する医療関係者（非常勤者を含む）は  
本会の特別会員になることができる。  
(5) 糖尿病に高い関心を持ち本会の趣旨に賛同して入会を希望した  
個人または団体は賛助会員になることができる。  
(6) 入会、退会は所定の手続きをもって行う。
- 第6条(療養指導医) 本会の療養指導医は社団法人 日本糖尿病協会による療養指導医の  
資格を有する者が、その任に当る。
- 第7条(役員) 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 理事 若干名（病院診療担当者を含む）  
(4) 監事 2名
- 第8条（役員を選任）  
理事は会員および特別会員より選ぶ。  
会長および副会長、監事は理事会の互選による。
- 第9条（役員の任期）  
役員は任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 第10条（役員職務）  
(1) 会長は会を代表し、その業務を執行する。  
会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその

職務を代行し、またはその職務を行う。

- (2) 副会長および理事は会長の定めるところにより会長を補佐して会の業務を執行する。
- (3) 監事は随時、会の業務・会計を監査する

第 11 条（顧問） 本会は顧問又は、永年の功績に基づき名誉顧問を置くことができる。

- (1) 顧問・名誉顧問 若干名
- (2) 顧問・名誉顧問は会長の要請により会に対して助言を行う。

第 12 条（理事会） 理事会は必要の都度これを開き、合議により予算、決算、事業計画、その他を決定する。

- 第 13 条（総会）
- (1) 本会の総会は年 1 回開催し会長が議長を務める。但し必要により随時に臨時総会を開催する事ができる。
  - (2) 事業計画、予算及び決算、会則の変更などは総会の議決を経なければならない。
  - (3) 総会の議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは会長の決するところによる。

第 14 条(本部および支部への加入)

本会の会員は自動的に社団法人 日本糖尿病協会並び同協会東京支部に加入し会員となる。

第 15 条(経費) 本会は会費、寄付金およびその他の収入により運営する。

第 16 条(会費) 本会の会費は、月額 500 円年原則として 6 か月以上を前納するものとする。但し、第 5 条(3)の名誉会員と第 11 条の顧問・名誉顧問は永年の功績によりこの限りでない。但し会費徴収は、特殊事情により変更可能とする。賛助会員は年会費とし、一口 10000 円とする。

第 17 条(事業年度) 本会の事業年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第 18 条(細則) 本会に関する事項、その他 会則に定めない事項、細則は理事会で定める。

第 19 条(会則の改廃)

本会の会則の改廃は理事会の決議による、但し出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とし、総会に於いて議決を経なければならない。

(付則) 本会則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 15 年 4 月 1 日に一部改訂

平成 16 年 4 月 1 日に一部改訂

平成 19 年 4 月 1 日に一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日に一部改訂

2020 年 4 月 1 日に遡って改訂

2021 年 4 月 1 日に遡って改訂